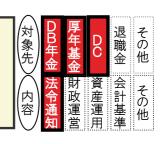
特別法人税の課税停止措置期限の 延長について



ポイント

- ▶ 特別法人税の課税停止措置期限が、平成26年度税制改正大綱※1の とおり、平成29年3月31日まで延長されることが決定しましたの で、ご案内します。
- ▶ 3月20日、平成26年度税制改正法案^{※2}が参議院本会議にて可決、 成立し、和税特別措置法が改正されたことによります。
- ※1 <u>年金ニュースNo.353</u> ご参照
- ※2 所得税法等の一部を改正する法律案

ご参考

<現行の租税特別措置法(抜粋)>

(退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止)

第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等(同法附則第二十条第二項の 規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。)を行う法人の平成十一年四月一日から平成二十六 年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十 条の二及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

<所得税法等の一部を改正する法律(抜粋)>

第十条 和税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。 (略)

第六十八条の四中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

以上



三菱UFJ信託銀行